

今治文化観光創造プロジェクトチーム会則

(名称)

第1条 本会は、今治文化観光創造プロジェクトチーム（以下「チーム」という。）と称する。

(目的)

第2条 本チームは、世界に誇る今治の地域資源の魅力を高め、それらを掛け合わせることで新たな価値やコンテンツを創出し、文化観光の振興を通じて、「瀬戸内の世界都市・今治」の実現を目指す。

(事業)

第3条 チームは、前条の目的を達成するため次の事業を実施する。

- (1) 文化を軸とした観光振興事業の企画及び運営
- (2) 文化コンテンツの情報発信に関する事業
- (3) 地域内外の団体、事業者、行政及び市民との連携・交流促進に関する事業
- (4) その他、目的の達成のために必要な事業

(委員)

第4条 委員は、チームの目的に賛同する別表第1に掲げる今治市に事務所または事業所を有する法人及び各種団体等で組織する。

(事務局)

第5条 チームの事務局を今治市総合政策部交流振興局文化振興課に置く。

2 事務局に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(役員の種別)

第6条 本チームに、次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 委員 若干名
- (4) 監事 2名

2 委員長は、今治市文化協会会長の職にある者とする。

3 副委員長及び監事は、委員のうちから委員長が指名する。

(任期)

第7条 役員及び委員の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠役員、委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の職務)

第8条 委員長は、チームを代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 委員は、チーム業務の運営方針その他重要事項を審議する。
- 4 監事は、チームの会計並びに会務を監査する。

(会議)

第9条 会議は、定例会議及び臨時会議とする。

- 2 定例会議は年1回、臨時会議は必要に応じ、委員長が招集し、議長となる。
- 3 会議は、委員長、副委員長及び委員で構成する。
- 4 会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 5 会議の議長は、委員長がこれに当たる。
- 6 会議の議決事項は、次のとおりとする。
 - (1) 会則の制定及び改廃
 - (2) 役員の選任及び解任
 - (3) 事業計画及び予算
 - (4) 事業報告及び決算
 - (5) その他会長が必要と認めること
- 7 会議の議決は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 8 会議は、書面の送付により開催し、書面による意思表示をもって決議に代えることができる。

(専決決議)

- 第10条 委員長は、会議を招集するいとまがないとみられるときは、その議決すべき事項については、これを専決処分することができる。
- 2 委員長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の会議において報告し、その承認を得なければならない。

(会計及び経理)

第11条 本チームの会計及び経理に関する事務は、事務局がこれを所掌する。

(監査)

第12条 監事は、本チームの会計及び業務執行の状況を監査する。

(会計年度)

第13条 本チームの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(財務)

第14条 本チームの経費は、補助金、協賛金、寄付金その他の収入をもってあてる。

(残余財産の処分)

第15条 本チームが解散等により精算するときに有する残余財産は、本チームの決議により、今治

市に贈与するものとする。

(その他)

第 16 条 この会則に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

(施行期日)

この会則は、令和 8 年 7 月 1 0 日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

団体名
今治市
今治市文化協会
一般財団法人今治文化振興会
今治商工会議所
今治商工会議所青年部
公益社団法人今治地方観光協会
今治地方観光旅館ホテル同業組合
越智商工会
しまなみ商工会
一般社団法人しまなみジャパン
せとうちみなとマルシェ実行委員会運営委員会

